

南北戦争前のアメリカの禁酒運動における女性の組織化 ～「禁酒の娘たち」を事例に～

Organizational Experiences of Women in the Antebellum American Temperance Movement

後 藤 千 織*

本稿は、1840年代のアメリカ合衆国の主要な禁酒運動結社の一つである「禁酒の息子たち」とその派生団体「禁酒の娘たち」が、結社の結成・運営という面で、どのような機会と経験を女性にもたらしたのかを明らかにする。禁酒の息子たち（SoT）は、先行するワシントン運動の衰退の原因が緩い組織形態にあると判断し、強固な組織を作ることによって絶対禁酒の実践を支えることを目指した。具体的には、秘密結社や相互扶助組織の要素を採用して会員間の絆を醸成し、相互の監視と励ましにより、飲酒の誘惑を退けようとした。また、下位組織が州組織・全国組織に代表制によってつながるネットワークを形成し、活動の一貫性を確保しようとした。ワシントン運動は、慈善活動の要素を含んでいたため、女性の参加と活動が不可欠だったが、SoTは閉鎖的な環境での男性会員間の絆の強化を重視したため、女性はSoTに会員として加わることはできなかった。そのため、SoTの運動方針に賛同する女性たちは、禁酒の娘たち（DoT）という別組織を結成した。DoTは男性組織に倣った組織形成・運営を行うことで、地域を越えた結社のネットワークを形成し、大規模な相互扶助基金の運営に携わるなど、女性たちが組織化の能力を身につける場になった。しかし、男性の禁酒運動家は、女性の組織化に政治化の兆候を見出し、警戒を強めた。また、SoTは運動手段として法的規制を支持したことで、選挙権を持たない女性会員との溝を深めた。

キーワード：節酒・禁酒運動、自発的結社、ジェンダー

はじめに

本稿は、1840年代のアメリカ合衆国の主要な禁酒運動結社の一つである、「禁酒の息子たち」とその派生団体である「禁酒の娘たち」が、結社の結成・運営という面で、どのような機会と経験を女性たちにもたらしたのかを考察する¹⁾。

アメリカ合衆国では、1840年代末から「女性の権利運動」が活発になるが、エリザベス・ケイディ・スタントン、スーザン・B・アンソニー、アメリア・ブルーマーなど運動を主導した女性たちに、禁酒運動に関わった経歴があることは

よく知られている。なぜ禁酒運動は多くの女性たちを女性の権利運動に向かわせたのか。先行研究は、禁酒運動が婚姻内レイプを含む家庭内暴力や婚姻制度を批判する視点を提供したことを指摘してきたが²⁾、本稿は禁酒運動と女性の権利運動のつながりを、女性の「組織化」という角度から考察する。なぜなら、1840年代の禁酒運動は、女性独自の結社の結成を促し、女性が組織形成・運営の技術を学ぶ機会を提供した一方で、女性の適切な役割をめぐり議論を巻き起こしたからだ。

本稿が取り上げる「禁酒の息子たち Sons of Temperance, SoT」と「禁酒の娘たち Daughters of Temperance, DoT」は、1840年代から1850年

*青山学院大学

代初頭にかけて全国的支持を集めた禁酒運動組織である。数ある禁酒運動系の結社の中でSoTとDoTを取り上げる理由としては、第一にDoTが南北戦争前の最大の女性組織だったこと、第二に1840年代末から1850年代にかけて、SoTとDoTとの間で禁酒運動での女性の役割や活動範囲をめぐり論争が生じたことが挙げられる。1840年代の女性の禁酒運動の組織化に関しては、スコット・C・マーティンによる研究がある。マーティンは南北戦争前の禁酒運動を中産階級形成の文脈に位置づけ、全国組織化を目指すDoTの女性たちの動きに、SoTの男性が女性の政治化の萌芽を見出し反発したことを指摘しているが³⁾、なぜDoTが全国組織化を企図するに至ったのかは言及していない。本稿は、SoTの結社としての特徴に、DoTの女性たちに厳格な組織運営や地域を越えた組織化を促す要素が内包されていたことを示す。

政治学者シーダ・スコッチボルは、19世紀から20世紀半ばまでのアメリカ合衆国の巨大自発的結社の特徴を分析し、多くの組織が男女別・人種別に組織される一方で階級横断的で、地方支部が地域に根ざした活動をしつつも、州組織・全国組織を介して地域を越えたネットワークに繋がっていたと指摘する⁴⁾。スコッチボルは、全国に広がる自発的結社のネットワークは、草の根の人々が市民性を発達させる場であったと指摘する。「1800年代から20世紀半ばにかけて、グレンジ、ロッジ、婦人クラブの集会に通った普通のアメリカ人は、今日では高等教育を受けていなければ、教会関係の小集団でしか学べないような組織的スキルを身につけることができた⁵⁾」。例えば、結社の地方支部では役員が定期的に交代するため、幅広い会員が役員に選ばれる機会があり、集会の運営方法、記録の残し方、演説方法、イベントの組織方法を学ぶことになった⁶⁾。また、南北戦争前の数十年間に発足して巨大化した結社の四分の三が、合衆国の政府機構を組織のモデルとして採用し、「代表制で結ばれた全国・州・地方組織

を設立する規約」を取り入れた⁷⁾。そのため、結社の活動に参加すること自体が、合衆国の政治機構の仕組みや理念を学ぶ機会となり得た。「禁酒の息子たち」もアメリカ合衆国の政府機構をモデルとした結社の一つであり、本稿はそれに倣って結成された「禁酒の娘たち」が女性たちにどのような組織化の経験をもたらしたのか明らかにする。

第1節は、1820年代半ばから1840年代初頭に登場した節酒・禁酒運動の全国組織を取り上げ、各組織の特徴を外観する。第2節と第3節では、SoTおよびDoTの組織の特徴と活動内容を分析する。第4節ではSoTとDoTが女性会員に期待した禁酒運動での役割を明らかにする。史料としては、各組織の規約、議事録、機関紙などの出版物を使用する。

1. 19世紀前半の節酒・禁酒運動の全国組織

アメリカ合衆国におけるテンペランスtemperanceを掲げる運動は「禁酒運動」と記されることが多い。しかし、テンペランスは禁酒だけではなく節酒も意味し、どのような酒類の節酒あるいは禁酒を、誰に、どのような目的で、いかなる方法で訴えるのかは、時代や運動主体によって異なる。1820年代以降、テンペランスの誓約を入会条件とする全国組織が発達した。その背景には、安価なウィスキーの流通、職住分離による飲酒スタイルの変化、酒類が心身にもたらす悪影響に関する医学的知見、犯罪や貧困といった暴飲の社会的コストの懸念、第二次大覚醒の発生、節酒・禁酒の経済的効能への注目などが挙げられる⁸⁾。本節では1820年代半ばから1840年代初頭に登場した、州を越えたネットワークを持つテンペランス運動結社を取り上げ、それぞれのテンペランスの定義と組織としての特徴を外観する。

アメリカ・テンペランス協会

1826年にボストンで発足したアメリカ・テンペランス協会（American Temperance Society,

ATS)は、州を越えたネットワークを持つ最初のテンペランス運動組織である。指導者層は、会衆派・長老派の聖職者、旧連邦派の政治家や法律家、産業資本家を中心だった。ATSが公的に掲げるテンペランスは「蒸留酒禁酒」を意味した⁹⁾。ATSは蒸留酒禁酒による暴飲の防止が、貧困や犯罪といった暴飲が社会にもたらすコストの削減、神の王国の発展、個人と国家の繁栄につながることを期待した¹⁰⁾。

蒸留酒禁酒を訴える手法としては、道徳的説論 moral suasion を採用した。道徳的説論とは、18世紀末から19世紀半ばにかけてイギリスおよびアメリカの節酒・禁酒運動で用いられた戦略の一つで、良心に訴えかけることで人々の態度を変えることができるという信念に基づいている。説得のスタイルは、悪行が自身にもたらす損失、悪行を改めることで得られる利点を合理的に説明する方法や、悪行が周囲の人々にもたらす悲惨を生々しく伝えて心情的に訴える手法などがあった¹¹⁾。ATSが蒸留酒禁酒を訴えた対象は、常習的な「大酒飲み drunkard」ではなく、牧師・医師・教師・政治家をはじめとする社会に対して影響力がある人々だった。飲酒の慣習は社会の上層に根ざしており、下層階級がそれに倣うと考えていたためである。また、ATSは大酒飲みの更生は少数の例外はあるが実行不可能という医師の証言を引用し、暴飲の治療ではなく予防に集中することを選んだ¹²⁾。

具体的な活動としては、ATSは禁酒を訴えるパンフレットの出版と配布、説教者の派遣、集会の開催、誓約書の署名集め等を展開した。1830年にはATSはおよそ2,200の下部組織に17万人の会員を擁したが、組織の形態は「中央の支配力がほとんどおよびない下部組織のゆるやかな連合体」だった。ATSの加盟団体の中には、女性を会員として受け入れる組織もあったが、リーダーシップを取ることは許されなかった¹³⁾。ATSに所属したのは限られた禁酒組織だったが、ATSは禁酒運動に関心を持つ人々の「情報センター」としての役割を果たした¹⁴⁾。

ATSは禁酒を訴える方法として道徳的説論を採用していたため、女性が自らの道徳的権威を用いて道徳的説論に貢献することを期待した¹⁵⁾。その背景には、市場革命に伴う領域と結びついたジェンダー規範の発達がある。19世紀前半のアメリカ合衆国では、「市場革命」の影響で生活領域のジェンダー化が進んだ。家庭内の生産活動が減り、家庭外で稼得労働に従事する男性が増えると、家庭は女性が家事・育児に専念する空間という色彩を強めた。男性が利潤追求と競争に明け暮れる公的領域に対して、世間の喧騒から隔離した家庭は、無私の精神を持った女性が、夫や子どもに安らぎと道徳心を授ける空間として礼賛されるようになった。このような公私二元論に合わせ、キリスト教に結びついた理想の女性像が新たに登場した。19世紀アメリカの「真の女性」は、敬虔・純潔・従順・家庭的という特性を備え、情欲がないからこそ神に近しく、その道徳性をもって夫や子どもを有徳な市民にするとされた¹⁶⁾。家庭における女性の禁酒運動への貢献としては、子どもに禁酒の理念を植え付ける、調味料や飲料として酒類を使用しない、客人に酒類を提供しない、家庭を居心地よい環境にする、男性に絶対禁酒の誓約を勧めるといった行動が期待された¹⁷⁾。合衆国北東部では、1830年代の禁酒運動組織の会員の35～60%は女性だったと推測されている。また、ATSの機関紙による1831年の調査によれば、北部を中心に24の女性禁酒組織が存在していた¹⁸⁾。

ATSは1833年に組織強化のために発展的に解消して合衆国テンペランス同盟 (United States Temperance Union, USTU) に、1836年にはカナダが加わりアメリカ・テンペランス同盟 (American Temperance Union, ATU) になり、約8,000の下部組織と150万人の会員が集まった。「協会 Society」から「同盟 Union」への名称変化は、より強固な組織作りの意図を示している。組織の指導者層には聖職者や政治家に加えて、産業化の影響で起業家や商人が増え、会員には熟練職人、労働者、農民も増えた。

女性の会員も増えたが、引き続き指導者にはなかった。テンペランスの定義に関しては、ワインなど醸造酒を含めた「絶対禁酒」を訴える声も高まったものの、ワインは聖餐式でも使われるため反対意見も多く、絶対禁酒を一律に要請するには至らなかった。また、USTUは道徳的説論を引き続き採用する一方で、法的規制も要求し始めた。蒸留酒取引を道義上問題のある行為として批判し、タヴァン（居酒屋）の存続の是非を住民投票に委ねる自治体選挙法の制定を求めた¹⁹⁾。

ワシントン協会

1840年4月の「ワシントン絶対禁酒協会 The Washington Temperance Society」の設立をもって始まったワシントン運動は、参加者・テンペランスの定義・目的・手法・組織形態のいずれをとっても、1830年代までのテンペランス組織と大きく異なった。まず、ワシントン絶対禁酒協会の設立者は、メリーランド州ボルティモアの6名の大酒飲みの職人であり、既存のテンペランス運動が働きかけの対象から外してきた人々だった。6名の大酒飲みが初代大統領の名前を冠した結社を設立すると、主張に賛同する人々が各地で結社を作り、ワシントン運動が全国に広がった。

テンペランスの定義に関しては、1830年代までのテンペランス組織では絶対禁酒には反対意見も多かったが、ワシントン運動は自らの経験を踏まえ、ワイン・ビール・サイダーなど醸造酒を含めた絶対禁酒を組織の方針とした。絶対禁酒の目的には暴飲の防止・予防も含まれたが、最大の目的は堕落した飲んだくれを救いあげ、「健康、平穩、有用性、尊敬と繁栄」の状態に戻すことだった²⁰⁾。つまり、既存のテンペランス組織は暴飲が社会にもたらす損害を問題視したが、ワシントン運動は暴飲が大酒飲みとその家族にもたらす害悪を懸念し、これまで社会で見捨てられてきた大酒飲みの治療と更生を訴えたのである。それゆえ、ワシントン

運動はあらゆる人々を受け入れたが、絶対禁酒を訴える相手としては「貧しい大酒飲み」を特に気をかけ、職人や労働者が多く参加した²¹⁾。また、1830年代までのテンペランス運動では節酒・禁酒の実践がキリスト教への回心の一環として捉えられていたが、ワシントン運動は禁酒に宗教的な意味を含めなかった²²⁾。

結社の構造に関しては、既存のテンペランス組織が郡組織、州組織、全国組織に連なっているのに対して、ワシントン運動は資金や行動の面で各組織の自律を重んじ、組織間に従属関係のない、緩やかな連帯を目指した。そのため、ワシントン運動にも規約や組織運営のフォーマットはあったが、各組織の状況に合わせて調整することが許されていた²³⁾。

ワシントン運動は、絶対禁酒を訴える手段としてもっぱら「愛、親切、道徳的説論」を採用した。貧しい大酒飲みも一般的な感情と共感を持つ人間であるからこそ、「強制ではなく道徳的説論、敵愾心ではなく愛情」をもって接すれば、絶対禁酒の訴えが届くという認識である。酒類の製造者や販売者に対しても同様に法的強制力ではなく道徳的説論で応じることを説いた²⁴⁾。また、ワシントン運動は、大酒飲みにも「生きた道徳的力」があり、堕落の底から立ち上がった大酒飲みが「道徳の教師」になりうることを発見した点でも画期的だった²⁵⁾。既存のテンペランス組織も道徳的説論を採用したが、有力者の影響力を重視しており、ワシントンは影響力を有力者から解放したと言える。

具体的な活動としては、ワシントン組織は、毎週集会を開催し、大酒飲みの経験スピーチを共有する機会を設けた。集会では、暴飲が自分や周囲の人々に与えた損害や、絶対禁酒を実践することで起きた変化を共有することで、絶対禁酒の誓約者を募り、禁酒の決意をお互いに支えた。絶対禁酒の実践を支えるために、更生した大酒飲みとその家族を物質面で支援する活動も展開し、家庭訪問でニーズを確認し、一

時的な住まいの提供、衣服の支給、病人のケア、職探しの支援などを行った。また、飲酒に代わる娯楽を提供するため、図書室を設置したり、コンサートやピクニックを開催したりした²⁶⁾。

ワシントンアン運動は禁酒運動と慈善活動という性質を併せ持ったため、1830年代までのテンペランス運動組織に比べて、女性の組織化と活動範囲の拡張に貢献した。更生を誓った「飲んだくれ」家庭への物質的支援の実務には女性の協力が不可欠であり、1841年5月にニューヨークで女性のワシントンアン組織であるマーサ・ワシントン禁酒慈善協会が発足し、1年もたたないうちに類似組織がニューヨークのすべての区で発足した²⁷⁾。1842年7月の時点で、ニューヨーク州だけでなく、コネティカット州、ニュージャージー州、ロードアイランド州、ペンシルヴァニア州、メイン州でもワシントンアン系の女性組織が存在していたことが報告されている²⁸⁾。会員の大部分は、労働者階級や下層中産階級の女性たちから構成されていた²⁹⁾。

ワシントンアン女性の活動は4つに分類できる。第一は、絶対禁酒の思想を広める活動で、暴飲は女性の問題でもあるという認識を持ち、毎週集会を開催して女性の大酒飲みの救済に力を入れた。集会に足を運んだ人々に絶対禁酒を訴えるだけでなく、街に出て「飲んだくれ」を性別に関係なく探し出し、絶対禁酒の宣誓を持ちかけた。第二に、絶対禁酒を誓約した大酒飲み家庭の物質的支援がある。女性のワシントンアン組織にも「訪問委員会」が設置され、家庭訪問で各家庭のニーズを確認し、バザーやコンサートを開催して寄付金や物資を集めた。ワシントンアン女性が特に力を入れた活動に「衣服委員会」があり、古着の収集・修繕・分配を行った。また、病人の看護、葬式の手配、下宿屋の斡旋にも従事した。第三に、ピクニックやコンサートなど、飲酒に代わる娯楽の提供に関わった。第四に、絶対禁酒の士気を高める活動を展開した。運動の理念が描かれたバナーを作成し、男性ワシントンアン組織や消防団に贈呈

した。また、禁酒を誓い目覚ましい更生を遂げている人々にはメダルを贈呈した³⁰⁾。

ワシントンアンの女性組織の男性組織との関係性は、男性組織内部で活動する、男性組織と連携する、あるいは、男性組織から独立して活動するなど様々だったが³¹⁾、男性組織の名称にLadiesやLadyをつけた女性組織が多いことから、男性組織の補助組織としての活動する女性組織が多かったと推測される。男性組織に付属する形式が多かったとしても、女性組織の役員を女性が務め、演説する機会を得て、女性の禁酒新聞を発行した点で、禁酒運動での女性の活動範囲が格段に広がった。しかし、女性のワシントンアン組織はローカルな組織で、全国大会は開かれなかった³²⁾。

ワシントンアン運動は活発な伝道活動により1842年までに全国の主要地域に浸透したが、1843年にはピークを迎え、組織的活動はボストン以外では1847年で途絶えた³³⁾。先行研究はワシントンアン運動の衰退の背景として以下の要素を指摘する。第一に、ワシントンアン運動がATUの権威を揺るがすのではないかという、主流の禁酒運動家たちの危機感があった³⁴⁾。ATUは当初、1837年の不況後に冷え込んでいた禁酒運動を再燃させたワシントンアン運動を肯定的に評価していたが、1842年末からATUのジョン・マーシュや『ニューヨーク・トリビューン』紙のホレス・グリーリーは「ワシントンアンの過剰」を批判し始めた。ワシントンアン運動が提供する粗野な娯楽が禁酒運動を傷つける、個人の誓約に重きを置いて宗教を軽視している、法的手段を軽視しているといった批判だった³⁵⁾。第二に、ワシントンアン運動内部の亀裂があった。ワシントンアン運動の参加者のうち、「自助」の精神で経済的上昇を遂げた人々が、ワシントンアン運動をより上品に、より主流の禁酒運動にも受け入れられるように運動手法を改革した。新しい洗練された手法に馴染めない本来のワシントンアンたちが組織を去った³⁶⁾。第三に、ワシントンアン運動が組織

として抱えている脆弱性があった。組織間に連携がなく、形式ばらない組織運営では更生を誓った飲んだくれに十分なケアを提供することができなかった³⁷⁾。

イアン・R・ティレルによれば、1840年代半ば以降、ワシントンアンは以下の3つに分裂していった。一部の人々は禁酒運動を去った。再び酒場に戻るか、あるいは、禁酒の思想を携えて1840年代半ばに再活発化した労働運動に参加した。ワシントンアンの手法を信奉し続けた人々は、「レカブ独立組合」や「良きサマリア人組合」といった禁酒組織に加わり、道徳的説得を実践し続けた。第三の集団は「禁酒の息子たち」に加わり、後に主流の禁酒運動に同化していった³⁸⁾。次節では第三の流れに注目し、「禁酒の息子たち」の組織としての特徴を考察する。

2. 禁酒の息子たち：組織強化を通じた禁酒の断行

ワシントンアン運動が始まって約2年半が過ぎた1842年9月29日、ワシントンアン運動に参加していた16名の男性が、ニューヨークで「禁酒の息子たち Sons of Temperance, SoT」を結成した。設立者はSoT結成の経緯について、相互扶助組合が人気を博しているが、禁酒の主張を掲げている組織はないため、「最も厳格な美德、道徳、禁酒の原則に基づき、病気や苦悩に際して相互支援を提供する組織」を結成したと述べる。同時に禁酒運動組織としては、「更生した人々が進む道の回りに追加の防壁を築き、既存の組織が影響を与えることができなかった階級を禁酒事業に参加させ、国内の禁酒主義者をより効率的に団結させる」ことを目指した³⁹⁾。このように、SoTには相互扶助組合とワシントン協会という2種類の結社のルーツがある。

SoTはテンペランスをどのように定義し、誰に訴えたのであろうか。SoTは組織の規約第2条で「蒸留酒、ビール、ワイン、サイダーを飲

料として製造、購入、販売または使用してはならない」と定めており、蒸留酒だけではなく醸造酒も慎む絶対禁酒を掲げ、酒類の製造・販売も問題化した⁴⁰⁾。SoTは会員に「暴飲という側面で自己を改革するだけでなく、その他の面でも自分自身を浄化すること」を求めた。つまり、SoTは絶対禁酒の実践を、暴飲と結びつけたすべての害悪と手を切り、「自己浄化self-purification」することと定義した。というのも、SoTの理解では、ワシントンアンは絶対禁酒の誓約と実践を目指すものの、飲酒と結びついた不道徳な行為を問題化せず、道徳的な人々を遠ざけてしまっていた⁴¹⁾。SoTは絶対禁酒の訴えを大酒飲みに限らず、自らの飲酒にためらいを感じない「リスペクタブルで高い階級に属する」人々、そして、飲酒をしない大人や少年少女まで、性別や年齢に制限なく訴えようとした⁴²⁾。

SoTは規約前文で組織の目的を「暴飲の弊害から我々を守り、疾病に際しては相互扶助を提供し、人間としての人格を高める」ことと定義している⁴³⁾。ワシントンアン運動の参加者が立ち上げたSoTは、ワシントンアン運動の成果を認めつつもその限界も指摘し、ワシントンアンが達成できなかった課題を遂行する組織として、禁酒運動の中に自らを位置づけた。SoTによれば、ワシントンアンは大酒飲みが自らの経験を物語ることで、暴飲の悪影響を広く人々に知らしめるという成果を達成し、その点でワシントンアンは「洗礼者ヨハネ」であるという⁴⁴⁾。しかし、一時の熱狂が過ぎ去った後、改心した人を支えられず、その原因はワシントンアンの組織に課題があったとSoTは主張する。具体的には、「緩い組織」で、「安定した支援と共感」が不足し、次第に集会もまばらになっていた。更生した人々を支え、戦いを続けるには、「より綿密な組織」が必要という観点からSoTは組織に様々な工夫を施した⁴⁵⁾。

自律した組織が緩やかに連帯するワシントンアン運動とは異なる、「より綿密な組織」を築こうとするSoTの意図は、いくつかの特徴に明

確に表れている。第一に、SoTを名乗る組織が共通して従う規約を制定した。全国組織（National Division）、州組織（Grand Division）、下位組織（Subordinate Division）の規約があり、日常的な活動を行う下位組織の規約は、禁酒の誓い、役職とその役割、会員資格、負担金と給付金、違反行為、会期、役職につくための資格、禁酒の誓いを破った場合の対応などを定めた⁴⁶⁾。

第二に、SoTを名乗る組織の連合体は「簡素であると同時に強固」「長期安定の体系的な組織」である必要があるとし、タウン・州・連邦が連なるアメリカの政治制度にならった構造を採用した⁴⁷⁾。州組織は下位組織で選ばれた現行および過去の代表から構成され、年に4回集会を開いた。州組織は下位組織が抱える問題の解決、新たな支部開設の認可、正装・メダル・歌唱集の販売を担った。全国組織の構成委員は州組織によって選ばれ、全国組織はSoTの最高権力機関として年に1回集会を開き、州組織と同質の機能を全国規模で果たした。SoTの上位組織は下位組織の活動を入念に監視した⁴⁸⁾。このように、全国組織・州組織・下位組織にヒエラルキーはあるが、下位組織はタウンに類似して「純粋に民主的」であるとSoTは評する⁴⁹⁾。

第三に、SoTは入会希望者を厳格に審査した。SoTは「あらゆる組織の性格を形成するのはそのメンバー」という観点にたち、「もし怠惰で規律のない人物を認めれば、信用が失墜し、私たちの有用性が破壊され、数人の価値のないメンバーの行為のために全体が非難される」と主張した⁵⁰⁾。入会希望者は、「蒸留酒、ビール、ワイン、サイダーを飲料として製造、購入、販売または使用しない」と誓約する必要がある、さらに年齢・経済状況・道徳性の要件を満たしているか事前審査が行われた。規約5条では、18歳未満の者、入会に際して2ドル以上を支払わない者は入会できないと定められており、「善良な道徳的性格を有しない者、何らかの理由で生計を立てることができない者、または経済的援助の手段を持たない者」も入会の資格がな

かった⁵¹⁾。この経済条件はSoTが相互扶助団体であることから生じており、病気や死亡時に提供される給付金は「チャリティ」ではないため、会費を支払う能力が重要になる。SoTは絶対禁酒の誓約を年齢や性別に関係なく広げることを目指したが、SoT自体は会員を成人男性に限定しており、女性は入会することも集会に参加することもできなかった⁵²⁾。そのため、成人女性、少年、少女がSoTの原理に基づいた組織をそれぞれ結成した。

第四に、フリーメイスンやオッド・フェローといった秘密結社の手法を用いて、SoTは会員間に強固な絆を醸成し、会員のプライバシーを保護した。会員を識別するための合言葉や独特の握手、入会の儀式、秘密めいた役職名、シンボルや正装（レガリア）、非公開の集会を採用した。SoTは組織のモットー「愛、純潔、忠誠 Love, Purity, Fidelity」を赤・白・青で表現し、下位組織では白い首飾り章を、州組織と全国組織では赤・白・青のリボン記章を身につけた⁵³⁾。秘密結社の手法は、会員を誘惑に満ちた世界から守るため、そして、禁酒の誓約を破った人々を世間の批判から守るために有効だと考えられた⁵⁴⁾。

日々の活動としては、「人々を見渡し、過ちの道から立ち去るように同胞に警告せよ」という標語に見られるとおり、SoTは絶対禁酒の誓約を遵守すべく、相互に仲間を監視することを重要な活動と位置付けた⁵⁵⁾。第2条違反への対応は、規約第10条で定められている。飲酒している会員を見つけた場合、目撃した会員はいつ・どこで違反を目撃したのか書面で報告する。事実確認と本人による反論の機会が設けられ、事実が認められれば除名となるが、会員の賛同があれば罰金を払って復位することができる。また、仲間が第2条に違反したと知りつつ、その違反を3週間以内に報告しなかった会員には1ドルの罰金を課すことが定められている⁵⁶⁾。このように、第2条に違反した場合、その違反行為の事実は会員間が共有されるが、

あくまでSoT内部のクローズドな環境での共有となる。SoTは会員間での監視がSoTの「抑制力」の要であると論じる。毎週の集会で仲間会い、悪徳に抗して美德に従う熱意を復活させ、「兄弟が監視している、助けが必要であれば手を伸ばすことができる、這い上がってきた奈落の底に落ちたら、自分の名前が支部を越えて広がる」と感じる仕組みである⁵⁷⁾。

SoTの活動のもう一つの支柱は、相互扶助機能である。規約第6条によれば、会費は1週あたり少なくとも6.25セントで、病気や障害に際しては1週につき少なくとも3ドル受け取ることができる。また、死亡時には葬儀費用として30ドルが支払われ、妻の死亡時も葬儀費用の補助として15ドルが支払われる⁵⁸⁾。SoTは相互扶助機能を絶対禁酒の実践にあたっても意義のある機能と位置づける。人生は常に順調ではなく、病気で心身が弱ってしまう時もある。そんなとき、結社の仲間が勇気づけ、給付金が支給されるが、この経済的支援が他者からの「施し」ではなく、「自分が調子が良かった時に蓄えたもの」であることをSoTは強調する⁵⁹⁾。更生者が飲酒していた時代を懐かしく振り返る暗黒の日々は必ずあり、禁酒面での困難と人生での困難が重ねて語られ、いずれの困難をも支える仕組みをSoTは提供しているという。

組織の仕組みや活動内容が示すように、SoTは絶対禁酒を誓った改心者がいかにその誓約を遵守できるかを重視している。その手段として、秘密結社や相互扶助団体の手法が用いられ、儀礼やシンボルを通して会員間の一体感を醸成し、会員の日々の行動を監視し、病気や怪我に際しては精神的・金銭的支援を施した。絶対禁酒という共通目標を基盤にしたクローズドな環境だったため、公開集会やパンフレット出版など外部向けの「公開事業」には熱心ではなかった⁶⁰⁾。

1842年にニューヨークから始まったSoTは、設立から2年以内に州組織がニューヨーク、ニュージャージー、メリーランド、ペンシルベ

ニア、コネチカット、マサチューセッツに発足した。東部を越えて急成長する都市や交易地を中心に広がり、1849年には221,578人の会員を誇った⁶¹⁾。ロバート・L・ハンペルはマサチューセッツ州東部のビバリーとセイラムの会員名簿を1850年センサスと照らし合わせ、SoTの参加者の特徴を分析している。両地域でSoTの会員は熟練職人が半数以上を占めており、職業構成の面ではワシントンアンと類似している。しかし、SoTは相互扶助組織でもあるため、会費を安定して支払う必要があることから、加入者の平均は30代とより若く、会費を支払えない「飲んだくれ」が排除されている可能性は高い⁶²⁾。また、禁酒と結びついたその他の不道徳も批判的に見るなど、文化面ではワシントンアンよりもリスクタビリティを重視するという特徴があった。

SoTの秘密結社的・友愛組織的な要素は会員を引き寄せる魅力である一方で、ATUのジョン・マーシュに代表される福音主義の禁酒運動家の間に懸念を巻き起こした。彼らは、SoTのカトリック教会やフリーメイスンとの類似点を指摘した。レガリアが「安物」で「子供の遊び」のようであり、内面よりも外面的な儀礼を重視する点でフリーメイスンやカトリック教会と同種であると批判した。SoTの秘密結社的要素が社会にくすぶる反メイソン意識を再燃させ、禁酒運動全体に悪影響が及ぶことも懸念された。また、SoTが会員間の絆を重視する点も批判の俎上にあがった。世俗的な組織への忠誠はキリスト教徒の信仰や義務と抵触し、秘匿性や排他性は組織内部の仲間意識を高めるものの、禁酒運動の社会へのインパクトを制限する可能性がある⁶³⁾と批判者は論じた。

SoTは以下のような方法で寄せられた批判や疑念をかわそうとした。第一に、秘密結社を想起させる儀礼的要素を減らしたり、必要以上に増やさない方策を取った。1844年にはフリーメイスンのような特殊な握手方法を取りやめた。また、組織に貢献した人々に与えられる凝った

称号の導入も拒否した⁶⁴⁾。第二に、禁酒運動における法的規制に対する支持を表明した。SoTは改心者を飲酒の誘惑から保護することを第一の目的としており、法的規制のような論争を引き起こす領域から距離をとっていたが、1840年代末には州組織レベルで法的規制を支持する流れが特に北部で強まり、ATUはそのようなSoTの動きを歓迎して批判を弱めた。法的規制の支持こそが、禁酒運動へのコミットと見做されたためである⁶⁵⁾。第三に、SoTは組織の設立経緯や仕組みを説明する小冊子を出版し、厳格な会員審査やクローズドな環境、レガリアやシンボルの使用といった秘密結社的な要素が、いかに禁酒運動の大義を促進するために用いられているのかを説明した⁶⁶⁾。第四に、限定的ではあるが公開事業も開催し、閉鎖性の批判をそらそうとした。禁酒運動組織との連帯を示し、SoTの閉鎖性への疑念を晴らすために、1846年にマサチューセッツ州組織代表は通常の儀式や儀礼を省いた形で支部の集会を公開することを許可した⁶⁷⁾。

SoTの最大の目的は、ワシントンニアンの成果の維持、すなわち、絶対禁酒を誓った人々を誘惑から保護することであった。ワシントンニアンの道徳的説得が、飲酒の害悪を人々に知らしめ、禁酒を決意させることに効果を発揮したとすれば、SoTの戦略は強固な組織の力で改心した人々を守ることであり、SoTは組織の特徴を「防壁」「鎖」と表現した⁶⁸⁾。SoTは引き続き、飲んだくれに対して思いやりをもって接することを説き、大酒飲みも同じ人類、兄弟・家族であることを訴える。しかし、SoTは相互扶助機能を持った組織であることから、入会の審査が厳しく、「飲んだくれ」の受け入れが限定的であった可能性は高い。

男性組織と女性組織の関係性という点でワシントンニアンのSoTと比較すると、男性組織がまず作られ、女性による補助組織が遅れて別個に作られた点は共通しているが、その関係性に違いが見られる。ワシントンニアンの運動では男性

組織と女性組織が、大酒飲みの改心を促す、更生を誓った大酒飲みとその家族を物質面で支える、暴飲の危険性を訴えて暴飲を予防するという共通目標を掲げつつ、異なる役割を相互補完的に担うという関係性にあった。対して、SoTでは飲酒の誘惑を避ける点で男性会員同士の絆の醸成が重視され、SoT自体で活動が完結しており、男性組織と女性組織の結びつきは弱かった。

3. 禁酒の娘たち：男性組織の規約と組織形態の踏襲

「禁酒の娘たち Daughters of Temperance, DoT」は、「禁酒の息子たち」の活動と効果に刺激を受けて女性たちが結成した禁酒運動組織である。1842年9月のSoT設立から数ヶ月後に女性組織を作る案が浮上し、約1年経った1843年10月21日、SoT会員のダニエル・サンズとジョン・W・オリヴァーの支援を受けて、ニューヨークの女性たちが「禁酒の娘たち」の最初の組織である「ニューヨーク・ユニオン No.1」を作った。組織の目的は、コミュニティの女性に「徳、愛、節制 virtue, love, and temperance」の精神を促進することだった⁶⁹⁾。DoTのテンペランスはSoTと同様、「蒸留酒、ビール、ワイン、サイダーを飲料として製造、販売、使用しない」という絶対禁酒で、製造や販売も批判した⁷⁰⁾。SoTと同じ誓約をすること自体が、SoTやDoTが暴飲は男性に限定した問題ではないと認識していたことを意味する。飲酒の害悪は女性にも及び、母親もしばしばアルコールに依存し、若者が家庭で飲酒の習慣を身につけているという認識が、女性もSoTの仲間として行動を起こすべきという決意につながったという⁷¹⁾。ワシントンニアンの運動が勢いを失うにつれて、1842年から1843年にかけて女性のワシントンニアンの組織も解体が始まり、関わっていた女性たちはDoTや「レカブの娘たち The United Daughters of Rechab」といった組織で活動するようになった⁷²⁾。

SoT及び派生組織の教義を説明した小冊子*The Beauties of Temperance*と、カナダのDoT下位組織の規約を参考に、DoTの組織の特徴を見ていく⁷³⁾。DoTはSoTと類似した規約を採用し、ワシントンアンと比べて統制され、秩序だった組織運営を行なった。その特徴をSoTの節と同じく4点に分けて確認する。第一に、規約に関しては、DoTの下部組織は、SoTと同じ構成の規約を採択し、組織の名称、禁酒の誓約、役職とその役割、会員になるための要件、負担金と給付金、違反行為、会期、役職者の要件、禁酒の誓いを破った場合の対応などを定めた。組織名と役職名には性別で違いがあり、組織名はSoTのDivisionの代わりにDoTはUnionと名乗り、SoTのPatriarch（監督）にはSisterが当てられ、会長はPresiding Sisterと呼ばれた⁷⁴⁾。

第二に、組織のネットワークに関しては、下位組織を代表制で束ねる連合体が発達した点ではSoTと共通しているが、DoTでは2種類の連合体が発達して対立が生じた。一つはthe Original Daughters of Temperanceで比較的小数のユニオンが加盟しており、ニューヨーク・ユニオン・No.1の会員が理事を務める。もう一つはthe Grand Union, Daughters of Temperanceで、下位組織が広域に広がっており、下位組織の代表が集まる州組織（Grand Unions）に権力が委ねられている。「オリジナル」と「グランド・ユニオン」は、ほぼ同一の規約と目標を掲げているが、1847年から1848年にかけて下位組織開設の権限と正統性をめぐって対立を深めた。最終的には、全米各州に下位組織とそれらを束ねる州組織を持ち、さらに全国組織National Unionも設置した「グランド・ユニオン」側が、より民主的な体制をもって支持を集めた⁷⁵⁾。

第三に、入会希望者にSoTと同様に要件を定め、審査を実施した。カナダのDoTの下位組織の場合、年齢は15歳以上で、入会金をおさめ、品行方正で生計を立てる手段を有している必要があった⁷⁶⁾。

第四に、パスワード、レガリア、シンボルといった秘密結社的な要素を採用した。集会で会員を識別するためにパスワードを使用し、レガリアは組織の信条を表す青、赤、白を用いた装飾が付いていた。カナダの組織では、女性のレガリアは青いシルクの縁取りと真紅の紐と房がついた白い麻の襟飾りで、役職者は真紅と青のリボン記章をつけた⁷⁷⁾。これらのシンボルは、「病めるときも健やかなるときもお互いを見守る」、「清廉・節制の道から外れた人々を諫める」というDoTの義務を遂行する際の支えになると考えられた。

DoTの会員はピーク時の1848年には約30,000名に達し、その時点でアメリカ合衆国最大の女性団体だった。オハイオ州シンシナティのような都市化が進行する流動的な地域では、DoTは女性たちに出会いの場所と社会改革に参加する機会を提供した。シンシナティのDoT支部は1846年2月に発足し、1848年には200名を超える会員を擁した⁷⁸⁾。DoTは相互扶助組織でもあるため、入会金・会費を支払う能力や品行方正が入会に際して審査され、ワシントンアン運動に比べると「飲んだくれ」女性や経済的に不安定な層の参加は困難であったと考えられる。

DoTの主要な活動内容を見ていく。男性と同様の規約と組織を有しているため、活動も基本的にはSoTと類似しているが、社会のジェンダー規範を反映して、細部に違いがあった。第一に、会員相互で行動を監視することで、規約第2条の絶対禁酒の誓約の遵守を促した。第2条違反の対応は第10条で述べられており、第2条を破った場合は除名されるが、集会で承認されれば罰金支払いの上で復帰でき、違反を知りながら報告しないことも処罰対象だった。集会では、入会希望者の審査、入会の儀式、違反者の確認をした⁷⁹⁾。第二に、DoTも相互扶助機能を重視した。会員は毎週会費を支払い続けることで、出産を除く疾病時には給付金、死亡時には葬式代を受け取ることができ、親類や知人がいない場合は会長が葬式を取り仕切るこ

とが定められていた⁸⁰⁾。給付金の金額は、ニューヨークのワシントン・ユニオンNo.2の場合は、病気の際には週3ドル、死亡時の給付金は30ドルで、男性組織の給付金とほぼ同額だった。1845年7月の時点で、ニューヨーク・ユニオンNo.1は、250名の会員から会費を集め、「船員貯蓄銀行」に500ドルの基金を有していると報告している⁸¹⁾。仕事も夫も「恒久的な安全保障」となり得ないため、「未婚の勤労女性」にも既婚女性にも、相互扶助機能はセーフティネットとして大きな魅力を持っていた⁸²⁾。第三に、SoTは会員外にアウトリーチする公的活動に熱心ではなかったが、DoTは中産階級的ジェンダー規範の影響を受け、より制限された形で公開活動に従事した。男性はパレード、公開集会、演説など公的領域での活動を通じて禁酒を訴えることができたが、女性は男性と同形式での公的領域での活動は奨励されていない。そのため、食事の提供や会場の装飾でSoTを補助したり、同席してエレガントに振る舞うという役割をこなした。このほか、オハイオ州の禁酒運動を分析したジェッド・ダネンバウムによれば、DoTのいくつかの支部では、困窮した女性に仕事を見つめたり、要支援家庭を訪問するなど、慈善活動も組織した⁸³⁾。

DoTは各地で支部を設立し会員を増やしたが、批判的な注目も集めた。SoTと同様にDoTが秘密結社的であるという批判も寄せられたが⁸⁴⁾、女性組織ならではの批判にも晒された。それは、女性が男性組織から独立した社会改革組織を独自に結成することすること自体が女らしくない、という意見である。後にエリザベス・ケイディ・スタントンと女性参政権運動を率いることになるスーザン・B・アンソニーは、1846年5月にニューヨーク州カナジョハリーで教員生活を開始し、同地のDoTに加わり書記になった。女性たちが男性組織にほぼ付属するような形式で禁酒の娘たちのユニオンを作ろうとしても、多くの女性たちから女性らしくない、女性の領域から完全に外れるものとし

て反対された⁸⁵⁾。世間がDoTを女性の領域から逸脱した存在と見做していることをSoTも認識しており、出版物で反論を試みている。例えば、P.G.W.P. (SoT州組織の元会長) のA. L. ストーン牧師は、露出の多い服装で夜中まで男女混交の社交場に入り浸る女性と、同性の禁酒運動に参加する女性を対比し、どちらが「女性らしさ」の定義に合っているのか問う。「奇妙にも『正装』と呼ばれる略装で、淑女と紳士で混み合う応接間に入り、夜中まで踊り明かすのが慎ましさと品行の極みとされている一方、自分と同じ性別の人々しか出席していない改革の集会に参加し行動することは、彼女の領域から外れ、女性らしくなく問題のあることなのか⁸⁶⁾」。1820年代から女性は禁酒運動組織に関わってきたが、女性が男性組織から独立した組織を結成して地域を越えたネットワークを作り、社会改革に従事することに対しては、1840年代でも「女性らしくない」という批判が根強かったことがわかる。

4. SoT/DoTにおける女性の役割

先行するワシントンニアン運動と比べると、SoTとDoTの間の連携は薄かったが、SoTは女性が道徳的影響力を通して禁酒運動に貢献することを期待した。具体的には、①女性自らが飲酒しない、②飲酒癖を予防するために若い男性にグラスを渡さない、③消費をとおして酒類取引を支援しない、④飲酒癖に陥っている人々を救済するために直接的な努力をする、という4つの役割を女性に求めた⁸⁷⁾。

領域と結びついたジェンダー規範に基づき、SoTもDoTも女性が文化を形作る力を評価したが、同時に警戒もした。もし女性が社会の道徳に対して絶大な影響力を持つのだとしたら、それが絶対禁酒を広める方向で作用することもあれば、飲酒文化を広げる方向で作用する可能性もあるからである。SoTとDoTは女性の影響力の両義性を認めていたからこそ、社交の場を取り仕切る女性がワインを客に提供し、社会に

悪影響をもたらすことを懸念した⁸⁸⁾。女性の道徳的影響力の負の側面が取り沙汰されるようになった背景には、1830年代までにファッション（流行）と女性の結びつきが強まったこと⁸⁹⁾、そして、リスペクタブルで社会上層に属する家庭が飲酒に何ら罪悪感を感じていないという社会状況があった⁹⁰⁾。暴飲の根絶どころか、リスペクタブルな人々の間で飲酒がファッションとしてもはやされる中で、その責任を女性の影響力に求める風潮が強まった。

DoTの参加者は、女性が道徳的影響力を介して禁酒運動で果たすべき役割をどのように理解していたのか。ここでは、ニューヨーク州カナジョハリーのDoT組織の会長（Presiding Sister）であったスーザン・B・アンソニーの演説から考える。1849年3月2日、モンゴメリー・ユニオンNo.29は地域住民200名を招待した公開の夕食会を開き、アンソニーは会長としてDoTの日々の活動を紹介し、女性が禁酒運動で果たすべき役割を論じた。これがアンソニーの初めての公的な演説であった⁹¹⁾。アンソニーによれば、DoT会員は女性として団結し、「徳、愛、節制」という大義を促進するために毎週集い、お互いを鼓舞している。しかし、下位組織を結成して1年が経ち、何を達成したのかという問いに対しては、DoTの結成のきっかけであった社会の飲酒問題は解決されておらず、組織としても個人としても無力であることを認める⁹²⁾。DoTが社会に与えた影響が限定的であることを認めつつも、「この大きな改革を推し進めるべきは、腐敗した破壊者の侵略で最も被害を被っている私たち」女性であるとして⁹³⁾、アンソニーは絶対禁酒という大義に向かって女性が今後とるべき行動として以下の4点を挙げ、カナジョハリーの女性たちにも協力を求めた。

第一に、女性の影響力が及ぶ範囲を家庭や周囲の人々に限定するのではなく、同類以外の人々とも交流してニーズを知ることを訴えた。それは「自己中心的な衝動のみでは、社会の道徳面に望まれた変化を作り出すことはできな

い」という理由による。社会を変革するには「社会的な愛情social affections」が必要で、何ら情報のない人々に対して関心を抱くことは難しく、交流しなければ人々が直面する欠乏や危険を知ることできない⁹⁴⁾。SoTやDoTは閉鎖的環境での会員間の絆の育成を重視してきたが、アンソニーは社会に変革をもたらすにはそれでは不十分だと考えていたことが読みとれる。

第二に、女性が団結して社交の場で影響力を行使することを提唱した。「社会の社会的・道徳的状态を形作るのは我々の性別だと了解されている」と、社会の道徳的状况に対する女性の影響力が広く認められているという認識にアンソニーも立つ。アンソニーは女性の影響力は無限ではない前置きしつつ、女性が団結すれば公的・私的な集まりでの飲料としてのワインやブランデーの使用に反対することができると訴える⁹⁵⁾。「女性が団結してDoTの教義を実践することが、私たちの親交関係のなかで禁酒の慣行を確立する最も効果のある方法であり、全体の偉大な善に貢献します。私たちは、自分のためだけに生きているのではなく、偉大な創造主に対して、自分の行動だけでなく、自分の行動が交際する人々に与える影響にも責任があるのです⁹⁶⁾」。

第三に、飲酒問題について真剣に調べ、DoTの目的が正しいのかを主体的に判断し、行動を起こすことを求めた。アンソニーは、禁酒運動に対して中立や傍観の態度を示す女性は、暴飲を支持しているに等しいと批判する。

…私の意見では、この道徳的説得の時代に、完全なる禁酒と社会改革を達成するのに必要なのは、我々の性別が団結して影響力を行使し、大勢を獲得することなのです。

もしこの偉大な事業を促進するという願望を、指針と見本をもって公言しないなら、私たちの影響力は暴飲の側にあります。我々が運動を支持すると表明しながら気楽にくつろいでいるのなら、我々の行動がそ

の嘘を物語っているのです⁹⁷⁾。

おわりに

母として、そして若い女性として影響力を発揮するために、はっきりと自らが改革の側にいると表明することを聴衆に求めた。

第四に、カナジョハリーには「飲んだくれ」の女性がいなのに組織の意味はあるのかという問いに対しては、「墮落した女性」を助けることを提唱した。禁酒の道から外れた人々に同情と愛を差し伸べるのが組織の役割と考えているように、貞操virtueの道から外れ、惑わされた女性たちを救い更生させることにも熱心に取り組むべきでは、と主張した⁹⁸⁾。アンソニーは、DoTの信条が実現すれば、次のような状況が生まれると主張した。「心身を破壊するワインやブランデーをおしゃれに嗜むという墮落した影響力によって、兄弟や息子が正しい道から外れることもなく、実際はほとんど大酒飲みの誘惑者にすぎない、真摯なふりをした伊達男の下劣な技に、姉妹や娘が晒されることもないのに⁹⁹⁾」。アンソニーは、絶対禁酒の実現が、男性を暴飲の悪影響から解放するだけでなく、女性を性的搾取から保護することにも役立つと示唆している。

マーサ・ワシントンとDoTは、女性も飲酒する可能性があるという前提に立っている点、女性には道徳的影響力があると想定している点では共通しているが、道徳的影響力の目的やその責任のあり方の理解は異なっている。マーサ・ワシントンは、暴飲の予防よりも現に存在している男女の「飲んだくれ」の改心と更生を目指したが、DoTは暴飲の予防、具体的には女性自身が家庭で飲酒しないだけでなく、社交の場でワインの提供を控えるなど、飲酒の慣習を社会にこれ以上の広げないことを目指した。DoTは女性の社会への影響力をより強く意識しているがゆえに、禁酒運動の停滞や飲酒文化の浸透への責任も引き受ける意識が強かったことをアンソニーの演説は示している。

「禁酒の息子たち」の創設者たちは、先行するワシントン運動の成功と限界を踏まえ、絶対禁酒の実践には「綿密な組織」が不可欠であると考えた。SoTは秘密結社と相互扶助団体の手法を援用することで、男性会員間に緊密な絆を醸成し、絶対禁酒を誓うだけでなく、その誓いを遵守し続ける仕組みを作ろうとした。ワシントン運動が更生を誓った「飲んだくれ」とその家族に対する物質的支援を重視し、物質的支援の実務に女性の協力が不可欠であったのと対比すると、「禁酒の娘たち」が男性組織の補助を求められる機会は少なく、男性組織から独立した組織づくりと活動を進めた。SoTが成人男性会員のみの排他的空間を作り上げることを肯定的に評価したことで、SoTの教義に賛同した女性たちが、SoTの緊密な組織作りの手法を自らの手でも実践する機会が生まれ、地域を越えた組織のネットワークを形成し、南北戦争前の最大の女性組織に成長した。SoTとDoTは、代表制で媒介された広域の組織ネットワークの構築や、相互扶助基金の運営など、女性たちがその後の社会運動に応用できる組織化の技術を学ぶ場として機能した。SoTの機関紙*New York Organ*は、女性たちが「自治能力」を獲得していると評した¹⁰⁰⁾。

SoTとDoTは似通った規約と細則を採用し、暴飲を根絶すべくそれぞれの活動を重ねていたが、目標達成のために動員できる資源の質には大きな違いがあった。女性の道徳的影響力が高く評価される一方で、1830年代には財産に関係なく白人成年男性に与えられるようになった投票権を、女性は人種に関係なく有していなかった。SoTもDoTも女性が暴飲の根絶に向けて道徳的影響力を発揮することを期待したが、SoTが外部からの批判を逸らす目的で法的手段の支持を表明したことは、同じ目標を共有しつつも投票権がない女性との連携に亀裂をもたらすことになった。1840年代末以降、禁酒運動で

道徳的説諭の有効性に疑問が呈されるようになったことが、禁酒運動に関わる女性たちに与えた影響については別稿で論じたい。

＜付記＞本研究は、青山学院大学ジェンダー研究センター「フェミニスト神学を通して考える思想と実践の総合的研究」の助成を受けた。

注

- 1) アメリカ合衆国の伝統的な自発的結社はしばしば人種的に排他的であり、本稿が扱う禁酒運動組織は白人の男女が創設した組織である。そのため、本稿が言及する女性は人種的には「白人」とカテゴライズされた女性が中心になる。同時期にアフリカ系アメリカ人は男女ともに節酒・禁酒運動を積極的に展開し、独自の結社を組織したほか、白人が組織した結社に支部を開設した。アフリカ系アメリカ人の禁酒運動は奴隷制廃止運動や人種主義との闘いに密接に結びついていた。Donald Yacovone, "The Transformation of the Black Temperance Movement, 1827-1854: An Interpretation," *Journal of The Early Republic* 8, no.3 (Fall 1988): 281-297.
- 2) Linda Gordon and Ellen DuBois, "Seeking Ecstasy on the Battlefield: Danger and Pleasure in Nineteenth Century Feminist Sexual Thought," *Feminist Review* 13 (Spring 1983) : 42-54; Ellen Carol DuBois, "'The Pivot of the Marriage Relation': Stanton's Analysis of Women's Subordination in Marriage," in Ellen Carol DuBois and Richard Cándida Smith, eds., *Elizabeth Cady Stanton, Feminist as Thinker: A Reader in Documents and Essays* (New York: New York University Press, 2007), pp. 82-92.
- 3) Scott C. Martin, *Devil of the Domestic Sphere: Temperance, Gender, and Middle-class Ideology, 1800-1860* (DeKalb: Northern Illinois University Press, 2008), pp. 142-147. 南北戦争

前の女性の禁酒運動全般に関しては以下を参照。Jed Dannenbaum, "The Origins of Temperance Activism and Militancy among American Women," *Journal of Social History* 15, no.2 (Winter 1981): 235-252; Ian R. Tyrrell, "Women and Temperance in Antebellum America, 1830-1860," *Civil War History* 28, no.2 (1982): 128-152.

- 4) シーダ・スコッチボル「アメリカ合衆国—会員組織から提唱集団へ」ロバート・D・パトナム編著（猪口孝訳）『流動化する民主主義—先進8カ国におけるソーシャル・キャピタル』（ミネルヴァ書房、2013年）、87-117頁。
- 5) Theda Skocpol, *Diminished Democracy: From Membership to Management in American Civic Life* (Norman: University of Oklahoma Press, 2003), p. 103.
- 6) Ibid, p. 104.
- 7) Ibid, pp. 40-41.
- 8) 岡本勝『アメリカ禁酒運動の軌跡：植民地時代から全国禁酒法まで』（ミネルヴァ書房、1994年）、506頁; Kathleen D. McCarthy, "Spreading the Gospel of Self-Denial: Thrift and Association in Antebellum America," in Joshua Yates and James Davidson Hunter, eds., *Thrift and Thriving in America: Capitalism and Moral Order from the Puritans to the Present* (Oxford: Oxford University Press, 2011), pp. 170-172.
- 9) 岡本『アメリカ禁酒運動の軌跡』、52-55頁。
- 10) *The First Annual Report of the Executive Committee of the American Society for the Promotion of Temperance* (Andover: Flag and Gould, 1828), pp. 3-10, Google Books.; McCarthy, "Spreading the Gospel of Self-Denial," pp. 170-172.
- 11) Scott C. Martin, "Moral Suasion," in Jack S. Blocker, Jr., David M. Fahey, and Ian R. Tyrrell, eds., *Alcohol and Temperance in Modern History: An International Encyclopedia* (Santa

- Barbara, CA: ABC-CLIO, 2003), pp. 423-424.
- 12) Robert L. Hampel, *Temperance and Prohibition in Massachusetts, 1813-1852* (Ann Arbor: UMI Research Press, 1982), pp. 25-28; 医師の証言の一例としては“Extracts from an Address delivered before the Massachusetts Society for the Suppression of Intemperance, at their annual meeting, May 1825, By John Ware, M. D.,” in *The First Annual Report of the Executive Committee of the American Society for the Promotion of Temperance*, p. 40.
 - 13) 岡本『アメリカ禁酒運動の軌跡』、55-60頁; 岡本勝「初期節酒・禁酒組織の変遷」綾部恒雄編『クラブが創った国アメリカ』(山川出版社、2005年)、116頁。
 - 14) John A. Krout, *The Origins of Prohibition* (New York: A.A. Knopf, 1925), p.127.
 - 15) Hampel, *Temperance and Prohibition*, p. 28; Tyrrell, “Women and Temperance,” pp. 132-134.
 - 16) Barbara Welter, “The Cult of True Womanhood: 1820-1860.” *American Quarterly* 18, no. 2 (1966) : 151-74; Nancy F. Cott, “Passionlessness: An Interpretation of Victorian Sexual Ideology, 1790-1850.” *Signs: Journal of Women in Culture and Society* 4, no. 2 (1978): 219-236.
 - 17) Jed Dannenbaum, *Drink and Disorder: Temperance Reform in Cincinnati from the Washingtonian Revival to the WCTU* (Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 1984), p. 183.
 - 18) Tyrrell, “Women and Temperance,” pp. 131-134.
 - 19) 岡本「初期節酒・禁酒組織の変遷」、118-121頁。
 - 20) A. B. Grosh, *Washingtonian Pocket Companion* (Utica, N.Y.: B. S. Merrell, 1842), p. 4, Hathi Trust.
 - 21) Ibid, p. 4; Ian R. Tyrrell, *Sobering Up: From Temperance to Prohibition in Antebellum America, 1800-1860* (Westport: Greenwood Press, 1979), pp. 162-171.
 - 22) Hampel, *Temperance and Prohibition*, p. 118.
 - 23) Grosh, *Washingtonian Pocket Companion*, pp. 12-14.
 - 24) Ibid, pp. 5-7.
 - 25) William George Hawkins, *Life of John H.W. Hawkins* (Boston: Briggs and Richards, 1862), pp. 106-107, HathiTrust.
 - 26) Tyrrell, *Sobering Up*, pp. 171-179; Milton A. Maxwell, “The Washingtonian Movement,” *Quarterly Journal of Studies on Alcohol* 11, no. 3 (1950): 430-436; Grosh, *Washingtonian Pocket Companion*, pp. 7-11.
 - 27) L. D. Johnson, *Martha Washingtonianism, Or, A History of the Ladies' Temperance Benevolent Societies* (New York: Saxton & Miles, 1843), p. 26, Internet Archive.
 - 28) *Olive Plant and Ladies' Temperance Advocate*, July 15, 1842, pp.4-11, American Historical Periodicals from the American Antiquarian Society.
 - 29) Tyrrell, *Sobering Up*, p. 180; Ruth M. Alexander, “‘We are Engaged as a Band of Sisters’: Class and Domesticity in the Washingtonian Temperance Movement, 1840-1850,” *The Journal of American History* 75, no. 3 (1988): 764-765.
 - 30) 拙稿「1840年代初頭のアメリカにおける禁酒運動とジェンダー：マーサ・ワシントンアン運動の事例から」『青山学院大学コミュニティ人間科学部紀要』第2号(2021年): 21-35.
 - 31) Grosh, *Washingtonian Pocket Companion*, p. 13.
 - 32) Tyrrell, “Women and Temperance,” p. 144.
 - 33) Maxwell, “The Washingtonian Movement,” pp. 424-426.
 - 34) Tyrrell, *Sobering Up*, p. 201.
 - 35) Ibid, pp. 191-202.

- 36) Ibid, pp. 203-206.
- 37) Maxwell, "The Washingtonian Movement," pp. 439-440.
- 38) Tyrrell, *Sobering Up*, pp. 206-211.
- 39) "Origin, Design, and Progress of the Sons of Temperance," in *Journal of Proceedings of the Grand Division of the Sons of Temperance of the State of New-York* (New York: Piercy & Reed Printers, 1845), p. vii, Google Books.
- 40) "Constitutions of the National Division of the Sons of Temperance of the United States, June 19, 1844" in *Journal of Proceedings of the Grand Division of the Sons of Temperance of the State of New-York*, p. xxiii.
- 41) E. Francis, ed., *The Beauties of Temperance; Or, the Principles and Organizations of the Sons, Daughters, Cadets, and Juvenile Sisters of Temperance* (Boston: James M. Usher, 1847), pp. 12-13.
- 42) Ibid, pp. 20-21, 41-42, 86, 94.
- 43) *Journal of Proceedings of the Grand Division of the Sons of Temperance of the State of New-York*, p. xxiii.
- 44) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, p. 13.
- 45) Ibid, pp. 8 -9.
- 46) "Constitutions of the National Division of the Sons of Temperance of the United States," pp. xvi-xxvii.
- 47) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, p. 15; "To the Friends of Temperance in the United States," *Journal of the Sons of Temperance*, No.1 Vol.1, January 1843.
- 48) "To the Friends of Temperance in the United States"; Hampel, *Temperance and Prohibition*, pp. 130-131; Dannenbaum, *Drink and Disorder*, p. 43.
- 49) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, p. 15.
- 50) "Origin, Design, and Progress of the Sons of Temperance," p. xi.
- 51) "Constitutions of the National Division of the Sons of Temperance of the United States," p. xxv.
- 52) Hampel, *Temperance and Prohibition*, p. 136. 1850年にSoTの全国組織は、下位組織・州組織への黒人の入会を禁じたオハイオ州組織の方針を支持した。Sons of Temperance of North America, *Journal of Proceedings of the National Division of the Sons of Temperance* (Philadelphia: Hughes & Gaskill, 1850), pp. 46-47, Google Books.
- 53) Hampel, *Temperance and Prohibition*, pp. 129-130; Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, p. 38.
- 54) Tyrrell, *Sobering Up*, p. 212.
- 55) "Origin, Design, and Progress of the Sons of Temperance," p. xii.
- 56) Sons of Temperance of North America, *Constitutions of the Order of the Sons of Temperance of North America: Revised and Corrected at the Sixth Annual Session, Held at Cincinnati, May 15, 1849* (Philadelphia: Craig & Young, 1849), pp. 15-16, Google Books.
- 57) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, pp. 34-35.
- 58) 金額は1844年6月19日に採択された規約を参照した。"Constitutions of the National Division of the Sons of Temperance of the United States," pp. xxv-xxvi.
- 59) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, pp. 79-82.
- 60) Hampel, *Temperance and Prohibition*, pp. 138, 140-141.
- 61) Tyrrell, *Sobering Up*, p. 212; Dannenbaum, *Drink and Disorder*, pp. 42, 46-47.
- 62) Hampel, *Temperance and Prohibition*, pp. 131-133, 144-146.
- 63) Tyrell, *Sobering Up*, pp. 212-213; Hampel, *Temperance and Prohibition*, pp. 134-135.
- 64) Tyrrell, *Sobering Up*, p. 213; Hampel, *Temperance and Prohibition*, p. 136.
- 65) Tyrell, *Sobering Up*, pp. 214-215; Hampel,

- Temperance and Prohibition*, pp. 138-139.
- 66) 例えば、Orlando Lund, *The Order of the Sons of Temperance: Its Origin, Its History, Its Secrets, Its Objections, Its Designs, Its Influence, 10th Edition* (Syracuse: Agan & Summers, 1850), Google Books.
- 67) Hampel, *Temperance and Prohibition*, p. 138.
- 68) “Origin, Design, and Progress of the Sons of Temperance,” p. vii; *Journal of the Sons of Temperance*, No.1 Vol.1, January 1843.
- 69) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, pp. 63-64; Krout, *The Origins of Prohibition*, p. 215.
- 70) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, p. 65.
- 71) Ibid, pp. 66-67.
- 72) Alexander, “We are Engaged as a Band of Sisters,” pp. 776-777.
- 73) SoTは国境を越えて広がり、1847年にはカナダのノヴァスコシアでの支部設置 (Arcadia Division No.1) が認可された。James D. Ivy, “Sons of Temperance,” in Blocker et al., eds., *Alcohol and Temperance in Modern History*, p. 573. 本節で参照したDoTの規約は、1851年10月22日に制定された、カナダの“Leading Star Union, No. 33, Daughters of Temperance of the Province of Canada”のものである。Daughters of Temperance, *Constitution, By-Laws and Rules of Order of Leading Star Union, no. 33, Daughters of Temperance of the Province of Canada Instituted October 22nd, 1851* (Quebec, 1854), HathiTrust.
- 74) DoT, *Constitution, By-Laws and Rules of Order*, p. 3.
- 75) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, pp. 64-65; Martin, *Devil of the Domestic Sphere*, pp. 144-147; Scott S. Martin, “Daughters of Temperance,” in Blocker et al., eds., *Alcohol and Temperance in Modern History*, pp. 186-187.
- 76) DoT, *Constitution, By-Laws and Rules of Order*, pp. 7-8.
- 77) Ibid, pp. 7-8.
- 78) Dannenbaum, *Drink and Disorder*, pp. 50-51.
- 79) DoT, *Constitution, By-Laws and Rules of Order*, pp. 13-14, 28.
- 80) Ibid, pp. 8-9.
- 81) *New York Organ*, Vol. 5, No. 1, Saturday, July 5, 1845. p. 8, American Historical Periodicals from the American Antiquarian Society.
- 82) Alexander, “We are Engaged as a Band of Sisters,” p. 778.
- 83) Dannenbaum, *Drink and Disorder*, pp. 49-51; Martin, “Daughters of Temperance,” pp. 185-186.
- 84) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, pp. 65-66.
- 85) Ida H. Harper, *The Life and Work of Susan B. Anthony: Including Public Addresses, Her Own Letters and Many from Her Contemporaries during Fifty Years, Volume 1* (Indianapolis & Kansas City: Bowen-Merrill Company, 1899), p. 53, Internet Archive.
- 86) Rev. A. L. Stone, “Appeal to the Ladies of America,” in S. F. Cary, ed., *The National Temperance Offering: And Sons and Daughters of Temperance Gift* (New York: R. Vandien, 1850), pp. 220-221, Internet Archive.
- 87) Ibid, pp. 216-220.
- 88) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, p. 70.
- 89) Martin, *Devil of the Domestic Sphere*, pp. 135-138.
- 90) Francis, ed., *The Beauties of Temperance*, p. 86.
- 91) Ann D. Gordon, ed., *The Selected Papers of Elizabeth Cady Stanton and Susan B. Anthony, Volume 1 In the School of Anti-Slavery, 1840-1866* (New Brunswick, N.J.: Rutgers University Press, 1997), p. 135; Harper, *The Life and Work of Susan B. Anthony*, p. 53.
- 92) “Speech by SBA to the Daughters of Temperance,” in Gordon, ed., *The Selected Papers of Elizabeth Cady Stanton and Susan B.*

Anthony, Volume I, pp. 136-137.

93) Ibid, pp. 137-138.

94) Ibid, pp. 137-138.

95) Ibid, p. 138.

96) Ibid, p. 139.

97) Ibid, p. 139.

98) Ibid, pp. 136, 138.

99) Ibid, p. 136.

100) *New York Organ*, January 15, 1848, cited in

Tyrrell, "Women and Temperance," p. 138.

Organizational Experiences of Women in the Antebellum American Temperance Movement

Chiori GOTO (Aoyama Gakuin University)

This article examines the organizational opportunities that the Sons and Daughters of Temperance, one of the major temperance societies in the 1840s, provided to women in terms of forming and operating voluntary associations. The Sons of Temperance aimed to support the practice of teetotalism by creating a strong organization. Specifically, they employed elements of secret societies and mutual aid organizations to resist the temptation to drink through mutual monitoring and encouragement. They also sought to ensure the consistency of activities by closely monitoring subordinate divisions. The preceding Washingtonian temperance movement included elements of charity; thus, women's participation was essential. Conversely, the Sons emphasized strengthening bonds between male members in a closed environment. Therefore, those women who adhered to the Sons' principles formed a separate organization called the Daughters of Temperance. By operating an organization modeled after the Sons', the Daughters helped women acquire organizational skills, such as forming a transregional network of associations and managing mutual-aid funds. However, male temperance activists became alarmed as they saw the increasing organization of women as a sign of their politicization. Furthermore, the Sons' increasing reliance on legal strategies deepened the rift with female members, who lacked the right to vote.

Keywords : U.S. Temperance Movement, voluntary associations, gender